

高都都第472号
平成27年7月8日

高槻市都市計画審議会 会長 様

高槻市長 濱田 剛 史



北部大阪都市計画道路の変更（高槻市決定）について（付議）

みだしのことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

理 由

平成31年度に一次開園予定の安満遺跡公園へのアクセス道路を確保するとともに、広域避難地となる公園への避難路を合わせて確保するため、都市計画道路高槻駅松原線のルート変更を行い、終点及び一部区間の幅員変更並びに一部区間の廃止を行います。

また、終点の変更に伴い名称を高槻駅高垣線に変更します。

北部大阪都市計画道路の変更（高槻市決定）

都市計画道路中、3・5・207-18号高槻駅松原線を3・5・207-18号高槻駅高垣線に名称を改め、3・5・207-18号高槻駅高垣線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線道路	3・5・207-18	高槻駅高垣線	高槻市紺屋町地内	高槻市高垣町地内	高槻市八丁畷町地内	約1,750m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差3箇所	

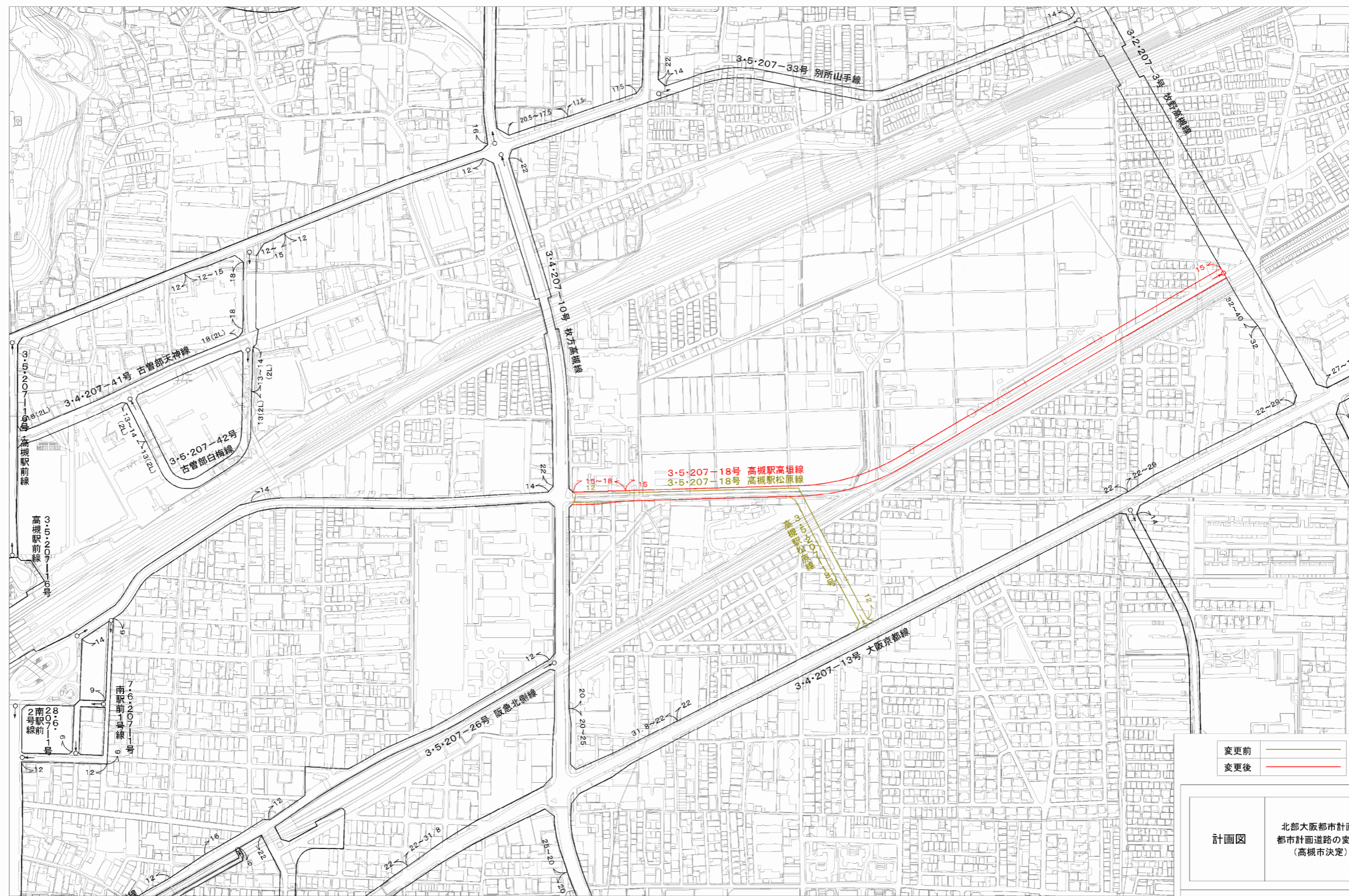
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

北部大阪都市計画道路総括図



3・5・207-18号高槻駅高垣線 全体計画図 (S=1/6,000)

計画図 S=1:6,000



変更前
変更後

計画図
北部大阪都市計画
都市計画道路の変更
(高槻市決定)

S = 1 / 6, 0 0 0

この地形図は平成13年1月に撮影した航空写真により作成したものです。

3・5・207-18号高槻駅高垣線 計画図 (S=1/2, 500)

